

入院前薬剤関連情報提供書の運用について

広島県病院薬剤師会 地域医療連携支援検討委員会

2024年3月11日作成

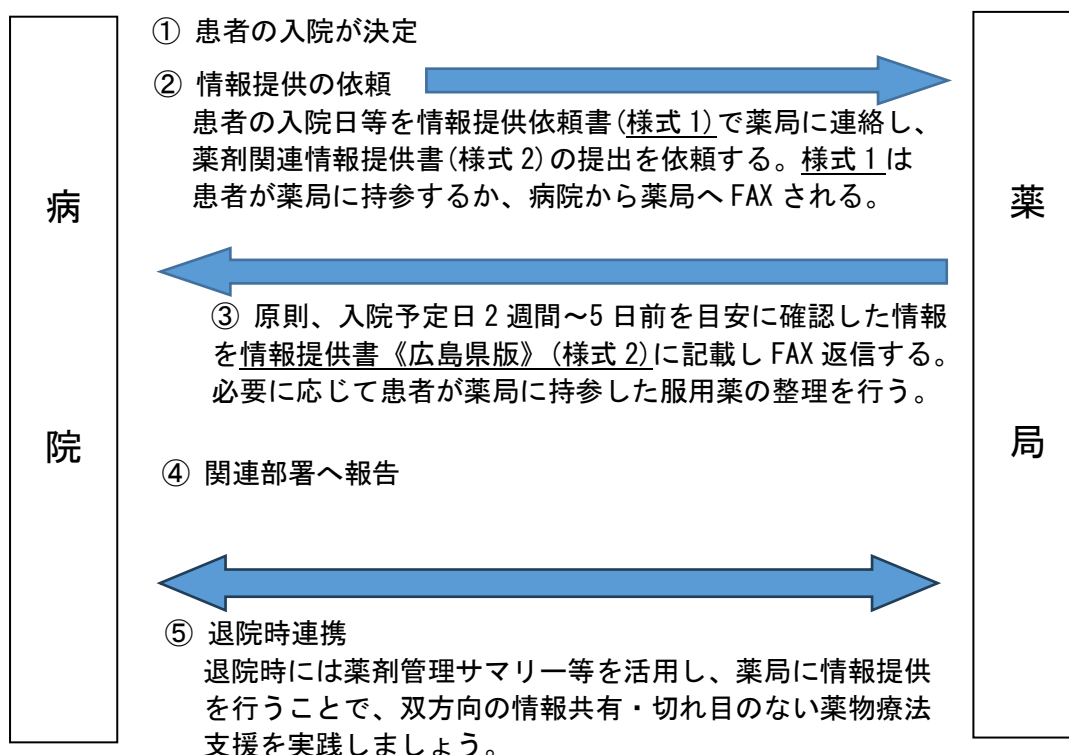
1. 入院前薬剤関連情報提供書とは

入院が決定した患者の普段の服薬状況や調剤方法、薬剤アレルギー・副作用歴、定期内服薬、術前休薬などの薬剤関連情報を薬局-病院間で共有するための文書です。

2. 目的

患者の入院に当たり、薬局が有する患者の入院前の薬剤関連情報を病院薬剤部門で受け取り、持参薬管理の効率化および入院中の薬物治療の質向上を図ることを目的としています。

3. 概略



※ ①、②に関しては必ずしも病院薬剤部門である必要はありません。各施設で運用を取り決めてください（例えば、入院前支援に薬剤師が関与していない施設は、入院支援室の他職種が対応する、等）。

※ ⑤に関しては、業務上の都合で対応できていないケースが存在します。薬局側で必要な情報があれば、遠慮なく病院薬剤部門へ連絡してください。

4. 病院・薬局における対応

4-1 入院前薬剤関連情報提供書の作成依頼（病院）

一般社団法人広島県病院薬剤師会ホームページ、公益社団法人広島県薬剤師会ホームページのいずれか（以下、「ホームページ」という）より、入院前薬剤関連情報提供依頼書（様式1）をダウンロードし、必要事項を記入します。この時「入院前薬剤関連情報提供書 Q&A」を必ず一読してください。

4-2 入院前薬剤関連情報提供依頼書提出（病院）

入院前薬剤関連情報提供依頼書（様式1）は、①患者が薬局へ持参、②病院より薬局へFAX、のいずれかの方法で提出してください。

4-3 入院前薬剤関連情報提供書の作成（薬局）

ホームページより入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》（様式2）をダウンロードし、必要事項を記入します。この時「入院前薬剤関連情報提供書 Q&A」を必ず一読してください。

4-4 入院前薬剤関連情報提供書の送付（薬局）

必要事項を記入後、FAXにて入院予定の病院へ送信します。入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》（様式2）の送付は「広島県版トレーシングレポート」の流れを活用して行うこととしております。広島県病院薬剤師会ホームページの「トレーシングレポート参加病院一覧」に FAX番号が掲載されていない病院への情報提供については、各病院の薬剤部門へ直接問い合わせしてください。

（※下線部分の対応は、以後、当委員会の運用の対象外となります）

4-5 入院前薬剤関連情報提供書の取り扱い（病院）

病院薬剤部門は、FAX受信した入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》（様式2）の内容を速やかに確認し、各施設の運用方法により、関連部署に情報を伝達してください。また伝達した内容はカルテに反映されることを推奨します。

病院薬剤師は、病院での対応を入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》（様式2）下部の《医療機関記入欄》に記入し、送信元薬局に必ず返信してください。

4-6 退院時「薬剤管理サマリー※」等の作成（病院）

退院後の薬学ケアを継続するため、「薬剤管理サマリー※」等を活用し、①患者が薬局へ持参、②病院より薬局へFAX、等の方法で薬局へ提出し、情報共有することを推奨します。

（※薬剤管理サマリー：日本病院薬剤師会作成、退院後の薬学的ケアを継続するための情報共有ツール）

5. 注意事項（※重要）

入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》（様式2）は病院側：5年間保管、薬局側：薬剤服

用歴に記録し、原則5年間保管、としてください。

一般社団法人広島県病院薬剤師会、公益社団法人広島県薬剤師会では統一した入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》(様式2)の使用(現在使用されている入院前薬剤関連情報提供書からの変更)を推奨しています。

以上